

第3 ワーキンググループ第1 回会合で書面回答により確認すべきとされた事項

重要検討項目	書面回答により確認すべきとされた事項	担当府省
第3 1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	官民競争入札等監理委員会において審議され7月に改定された「公共サービス改革基本方針・別表」を資料として提出していただきたい。	総務省
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	文部科学省のケースについて、実際に提出したデータとは何か？もし公表集計表であるならば、総務省が公表している際に付している表番号をご教示願いたい。もし公表集計表ではないならば、提供した内容につき、簡単にご説明をお願いしたい。	文部科学省
(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	<p> 全国消費実態調査での単身世帯600世帯の削減とモニター調査の追加に関して、実際にどのようなことが実現したのか、今までに分かっている範囲で具体的に説明していただきたい(費用の削減、回収率の変化、回答パターンの変化、モニターとそれ以外の場合との違い、調査員が減員できたのならばその人数、調査員数以外での作業量の変化のうち主な点、等々)。 </p> <p> 第31回統計委員会(2/22)での、「自動車輸送統計調査の変更」において、国土交通省より、「コストの関係ですけれども、今回見直すもう一つとしては、地方出先機関を経由した調査員調査から民間事業者を活用した郵送調査に変えるということを考えておりまして、その関係で金額的には若干減るということをございますけれども、それも今年はいろいろシステムを変えたりするのでかかるのであって、来年以降はまた更に若干減るだろうと思いますけれども、中身的には地方の職員、あるいは地方が使っていた協会の調査員の方、そういった面では予算的には出てきませんけれども、相当な人件費の節約にはなっていると考えております。」(「」内は議事録より直接引用)との発言があったが、このことが「平成21年度中の検討状況又は進捗状況」に書かれていないのはなぜかをご説明いただきたい。また、もしこの件が「平成21年度中の検討状況又は進捗状況」に書かれてしかるべき事項であったとした場合、「相当な人件費の削減」とは具体的にどの程度のことを意味しているのか、ご教示願いたい。 </p>	総務省 国土交通省

	「都道府県の統計専任職員定数の推移」の資料を提出していただきたい。	総務省
	「統計基盤の整備に関する検討会議」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。ホームページ等で公開されているならば、そのアドレスを提供いただければ十分。	総務省
	統計基盤の整備に関する検討会議の下に設けられた「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。ホームページ等で公開されているならば、そのアドレスを提供いただければ十分。	総務省
	「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を入手したい。	総務省
3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	利活用される統計の品質を確保するとの視点から、たとえば回収率が属性(たとえば、地域)別に異なっているような統計調査について、属性別の回収率もしくはそれに関連する情報をどのように利用者に提供するか(もしくは、しないか)ということは議論されているのかどうか、ご教示願いたい。	総務省
4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	保管と管理の状況を精査し改善する必要はないか、ご説明をお願いしたい。 たとえば磁気媒体で保管されているという統計であっても、すぐにそれが読み取れる状況になっているかどうかは別問題である。また、過去の調査について、公表集計データを作成する際に使われたプログラムを保管していないケースがあるのではないかと。 一度収集された統計が失われることがないように、また、一度行った集計を再現可能になるよう、保管を徹底する必要はないか、ご説明をお願いしたい。	総務省
5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	政府統計共同利用システムの次期システムの構想、また e-government との関係について、ご教示いただきたい。	総務省

本編 調査表情報の利用及び 提供	表 18 及び表 19 で利用のあった統計を、統計調査の名前別に利用件数をご教示いただきたい。もし、1 調査あたりの件数が少ない（たとえば、1 件だけ）の統計が多いなどの事情がある場合には、2 件以上利用のあった統計調査に限定していただいてもかまわない。統計法第 33 条の 1 と第 33 条の 2 は、できればそれぞれ別々に統計調査名と件数をご教示いただきたい。	総務省
------------------------	---	-----